

「IP アドレス管理指定事業者について」新旧対照表

現在の文書	改定後の文書
<p>3.4 契約料の納入と契約書の取り交わし</p> <p>審査の結果、IP 指定事業者の契約が認められた場合、JPNIC は契約料請求書および契約書 2部を申込者に郵送します。契約料は、「IP アドレス割り当て等に関する規則」に定められた金額を JPNIC の指定する口座へお振り込みください。銀行振込手数料については、申込者の負担とします。</p> <p>契約書は、乙の欄に契約者名記入および捺印の上、JPNIC 宛に 2通返信してください。JPNIC は契約料が納入されたことを確認したのち、JPNIC の印を捺印の上、契約書を 1通返信します。</p>	<p>3.4 契約料の納入と契約書の取り交わし</p> <p>審査の結果、IP 指定事業者の契約が認められた場合、JPNIC は契約料請求書および契約書を申込者に送付します。契約料は、「IP アドレス割り当て等に関する規則」に定められた金額を JPNIC の指定する口座へお振り込みください。銀行振込手数料については、申込者の負担とします。</p> <p>契約書は、乙の欄に契約者名記入および捺印の上、JPNIC 宛に 2部返信してください。JPNIC は契約料が納入されたことを確認したのち、JPNIC の印を捺印の上、契約書を 1部返信します。</p>
<p>4.3 請求書の送付</p> <p>JPNIC データベースに登録されている請求書郵送先に対して郵送します。請求書を発行する時期までに、登録されている内容を最新のものに変更してください。</p>	<p>4.3 請求書の送付</p> <p>JPNIC データベースに登録されている経理担当者情報に基づき送付します。請求書を発行する時期までに、登録されている内容を最新のものに変更してください。</p>